

令和4年第7回南関町議会定例会（第1号）

令和4年9月5日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

11番 立山比呂志君

1番 福山美佳君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第3号 令和3年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第5 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和4年度南関町一般会計補正予算(第2号))

日程第6 議案第48号 南関町職員の降給に関する条例の制定について

日程第7 議案第49号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第50号 南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第51号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第52号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第53号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第54号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第55号 南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第56号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第57号 南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第58号 南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第17 議案第59号 令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第60号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第61号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 議案第 62 号 令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 議案第 63 号 令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 議案第 64 号 令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 23 議案第 65 号 令和 3 年度南関町下水道事業会計決算認定について

日程第 24 議案第 66 号 令和 4 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 25 議案第 67 号 令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 26 議案第 68 号 令和 4 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 27 議案第 69 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 28 議案第 70 号 令和 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 29 議案第 71 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算（第 2 号）について

日程第 30 一般質問

① 3 番議員 ② 7 番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12 名）

1 番 福 山 美 佳 君	2 番 伊 藤 博 長 君
3 番 矢 野 修 一 君	4 番 西 田 恵 介 君
5 番 北 原 浩 一 郎 君	6 番 中 村 正 雄 君
7 番 杉 村 博 明 君	8 番 井 下 忠 俊 君
9 番 境 田 敏 高 君	10 番 山 口 純 子 君
11 番 立 山 比 呂 志 君	12 番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12 名）

町 長 佐 藤 安 彦 君	副 町 長 大 木 義 隆 君
教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君	総 務 課 長 坂 田 浩 之 君
税 務 住 民 課 長 東 田 彰 夫 君	ま ち づ くり 課 長 竹 崎 俊 一 君
福 祉 課 長 田 代 由 紀 君	健 康 推 進 課 長 良 田 和 彦 君
経 済 課 長 田 口 明 君	建 設 課 長 嶋 永 健 一 君
教 育 課 長 武 田 博 君	会 計 管 理 者 田 中 龍 城 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 総 務 課 課 長 補 佐 橋 本 恵 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和 4 年第 7 回南関町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程は御手元に配付のとおりです。

本日からの定例会に、山下主査が体調不良のため出席出来ないで、代理として、総務課橋本恵補佐をお願いいたしましたので、報告いたします。また、緊急の際には、山下主査または議場システムの保守業者に携帯電話により連絡をとることを御了解ください。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、11 番議員、1 番議員を指名します。

日程第 2 会期日程について

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、会期日程についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から 9 月 12 日までの 8 日間をしたいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 12 日までの 8 日間とすることに決定しました。

日程第 3 諸般の報告について

○議長（立山秀喜君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告の第 1 点は、令和 4 年度町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会についてです。本研修会は去る 7 月 27 日、御船町カルチャーセンターで開催されました。研修では、株式会社ノウハウバンク代表取締役、三科公孝氏を講師に迎え、「ふるさと納税 成功事例と活用のポイント」というテーマで講演がありました。ふるさと納税制度の変更点として、返礼品の割合や「モノ」消費から「コト」消費の変換、また売上げを上げるための成功のキーワードとして「応援したくなる企業姿勢」「応援したくなるストーリー」「応援したくなる取組(SDGs)」をもとに、全国の成功事例を解説されました。

報告の第 2 点は、「令和 4 年度、町村議会正副議長研修会」についてです。本研修会は去る 8 月 24 日、熊本県市町村自治会館で開催されました。研修では、東京福祉大学大学院客員教授で、国土館大学名誉教授の池田十五氏を講師に迎え、「ロシアのウクライナ侵略と日本を取り巻く国政情勢」というテーマで講演がありました。研修ではその要因や旧ソ連時代からの外交の特質、今後の行方、戦争をめぐる国際世論、更には台湾問題について解説され

ました。本町でも、3月定例会において「ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、平和的解決を強く求める決議」を可決しております。

報告の第3点は、「例月出納検査報告及び令和4年度第一回定期監査の報告」についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第14条の規定によって監査委員、繁松哲也君、立山比呂志君により、令和3年度（令和4年）5月分、令和4年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び令和4年度第一回定期監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しを御手元に配付していますので、これを省略します。

ここで町長からの挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さん改めましておはようございます。

令和4年第7回南関町議会定例会の開会において、令和3年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定について、令和4年度補正予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は6月11日に梅雨入りし、6月28日にこれまでで一番早い、短い期間での梅雨明けとなっておりますが、気象庁が9月1日に発表した梅雨明けの確定値では7月22日ころと確定しました。梅雨の期間中には、令和2年・3年のような大きな被害は発生しませんでした。7月18日から21日までに218ミリの総雨量があり、89個所の災害報告が提出され、現地踏査の結果26個所を県へ最終報告し、10月からの査定に向けた準備に取り掛かっているところであり、8月17日、18日の豪雨についても災害報告書を提出いただき、現地踏査など災害対応手続きを進めて参りたいと考えております。このように、数回にわたる集中豪雨は発生している中で、南関町では、本年は幸いなことに大きな被害には至っておりませんが、北海道や東北・北陸地方でも、これまでにないような集中豪雨により甚大な災害も発生しており、現在発生している台風11号や、これから秋にかけての発生が予想される台風等への対策も必要でありますので、議員の皆様におかれましても、災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化にご理解とご協力をよろしくお願いたします。

全世界で感染が続いている新型コロナウイルス感染症については、第7波もピークは過ぎたのではないかとと思いますが、全国では連日10万人以上の感染者が発生し、熊本県や荒玉管内でも、まだまだ安心できるような状況ではありません。熊本県では8月2日に「熊本BA5対策強化宣言」が発令され、玉名郡市1市4町においても、8月10日には郡市医師会・くまもと県北病院と共同で「医療機関への適正な受信のお願い」に関するメッセージを出すなど、様々な対策の周知を徹底したところであります。また、厚労省では、オミクロン株に対応したワクチンの接種を9月に前倒しをして開始する方針も決定しております。

なお、本町でも当初からの感染者数は既に1,000人を超え、町民の10人に1人を超える方の感染が確認されており、更なる予防と対策が必要な中で、3回目未接種の方と4回目の接種を推進して参りますが、国では、コロナ感染者の「全数把握」を見直し、緊急避難措置として自治体の判断で、高齢者や基礎疾患のある人など重症化リスクが高い人に限定することを可能とし、感染症法上の「2類相当」の運用のあり方についても、第7波収束後を見据

えたウィズコロナに向けた検討も進められていますので、今後もコロナウイルス感染症対策にご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、町の明るい話題としては、南関東工業団地に立地いただいている F-WAVE 株式会社の屋根材と一体型として研究・実証実験が進められてきた製品が、太陽光から発電とエネルギーを得ることができる「スーパー ハイブリッド ルーフ」としての認証試験が8月22日から25日にかけて同社アンドリュー・ハインズ代表立会いの下、アメリカ保険業者安全試験所で行われ、同試験所が策定する製品安全規格の認証を取得することとなりました。この認証は、アメリカで製品を製造・販売する場合に最も大切な認証の一つで、日本国内でも有効なため、認証が必要な案件に適用できるということです。今回の申請には、熊本県南関町で生産することも含まれており、このことは、製品が made in ジャパン、熊本・南関モデルとして世界中に普及し、脱炭素化社会の中でも画期的なことになると期待されます。F-WAVE (USA) では、2017年から樹脂の屋根材である「レビアルーフ」の製造販売をされておりますが、今回の認証により「スーパー ハイブリッド ルーフ」によるモデルハウスを建設し、マーケティングをスタートされます。当面は、F-WAVE (USA) 製造の屋根材を熊本工場に運び込み、「スーパー ハイブリッド ルーフ」として仕上げ、アメリカ市場に送るという作業が始まります。この路線には、まだ試すべき工程はあるそうですが、アメリカから屋根材を持ち込むのではなく、熊本工場で屋根材から完成品まですべてを執り行うための新工場建設が計画されることとなります。

また、アメリカ・カリフォルニア州などでは、民間住宅には太陽光を設置しない住宅の建設ができないような法律も制定されており、東京都の小池都知事も同じような考えを持たれるなど、本事業は、世界の最先端の事業になってくるものと思われれます。

町としては、何年も、何回も何回も開発・実験にチャレンジし、成功された F-WAVE 株式会社に感謝と敬意を表するとともに、引き続きできる限りの支援と協力をしていきたいと考えております。

次に、令和3年度の歳入決算額の状況の中で、町税収入額が1,229,048千円、新型コロナウイルス感染症へ対応するための減免措置としての収入分となる地方特例交付金が92,349千円で、合計額が1,321,397千円となり、これまでの最高額となりました。町内外の各企業・事業所の皆様、町民の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、更に町税収入額の増加を目指して参りたいと考えているところであります。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、令和3年度南関町財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、専決処分報告及び承認を求めることについてが1件、南関町職員の降給に関する条例の制定についてが1件、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか条例の一部改正についてが8件、南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてが1件、令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてのほか各特別会計の歳入歳出決算認定についてが5件、令和3年度南関町下水道事業会計決算認定についてが1件、令和4年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが4件、令和4年度南関町下水道事業補正予算についてが1件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、総務課・常備消防費の「有明広域行政事務組合消防費負担金」11,618千円、健康推進課・予防費の「新型コロナウイルスワクチン接種関係委託料」61,107千円、同じく「ワクチン接種対策費等国庫負担金・国庫補助金返還金」28,893千円、建設課・道路維持費の「維持工事費」20,000千円、農地等災害復旧費の「工事請負費」79,044千円、河川等災害復旧費の「工事請負費」22,973千円など、290,789千円を増額し、一般会計の総額を6,477,385千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

-----○-----

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第4、報告第3号から日程第29、議案第71号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、報告第3号から日程第29、議案第71号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案は御手元に配布してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、日程第4、報告第3号から日程第29、議案第71号までの議案名を読み上げます。

〔議案名朗読〕

日程第4 報告第3号 令和3年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第5 議案第47号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和4年度南関町一般会計補正予算（第2号））

日程第6 議案第48号 南関町職員の降給に関する条例の制定について

日程第7 議案第49号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第50号 南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第51号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第52号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第53号 南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第54号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第55号 南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第56号 公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程第 15 議案第 57 号 南関町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 58 号 南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第 17 議案第 59 号 令和 3 年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 60 号 令和 3 年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 議案第 61 号 令和 3 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 議案第 62 号 令和 3 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 議案第 63 号 令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 議案第 64 号 令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 23 議案第 65 号 令和 3 年度南関町下水道事業会計決算認定について

日程第 24 議案第 66 号 令和 4 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 25 議案第 67 号 令和 4 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 26 議案第 68 号 令和 4 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 27 議案第 69 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 28 議案第 70 号 令和 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 29 議案第 71 号 令和 4 年度南関町下水道事業補正予算（第 2 号）について

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配布漏れはありますか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 配布漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。担当職員は、順次説明をしてください。

その前に、矢野議員。退出するとき無断で対処せず、ちゃんと了解をとってからお願いします。

○3番議員（矢野修一君） はい。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） おはようございます。

議案の説明を申し上げます。長時間になりますが、よろしくお願いいたします。

報告第3号、令和3年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。次のページをご覧ください。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が2億719万1,000円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めた実質収支額は黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す比率でございしますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.4%でございします。最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございしますが、早期健全化基準350%に対しまして、当町の将来負担比率は、28.0%分でございします。次からのページをお願いします。監査委員の意見書は添付のとおり、特に指摘すべき事項はないとのことでございします。以上報告いたします。

続きまして、第47号議案、専決処分報告及び承認を求めることについて、御説明を申し上げます。令和4年度南関町一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございします。次のページをお願いします。南関町専決第5号。令和4年度南関町一般会計補正予算について。令和4年度南関町一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり調整することとする。令和4年8月4日専決。次のページをお願いします。内容につきましては、令和4年度南関町一般会計補正予算書(第2号)で御説明します。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,606万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,659万6,000円とするものでございします。2ページをお開きください。2ページは歳入についての補正額の一覧でございします。19款繰入金は1項基金繰入金に1,606万9,000円を追加して、総額を2億4,859万8,000円とするものです。補正前の歳入合計、61億7,052万7,000円に1,606万9,000円を追加して、歳入合計を61億8,659万6,000円としております。3ページは歳出についての補正額の一覧でございします。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に1,226万9,000円を追加して、1,630万7,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に380万円を追加して、1,301万9,000円とし、総額を2,932万6,000円としております。4ページから5ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございします。6ページをお開きください。6ページは歳入についての説明でございします。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金に1,606万9,000円を追加するものでございします。7ページをお開きください。7ページからは歳出についての説明でございします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の12節委託料に、1,226万9,000円を追加

し、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費の12節委託料に380万円を追加しております。これは、令和4年7月の大雨による災害復旧のための測量設計委託料になります。

以上で報告を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第48号議案、南関町職員の降給に関する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、定年延長に関わる地方公務員法（昭和25年法律261号）の改正に伴い、職員の降給について、地方公務員法第28条の第3項の規定により、条例で定める必要があるためでございます。次のページをご覧ください。第1条に目的として、意に反する降給に関し必要な事項を規定することとし、第2条に降給の種類、第33条に降格の事由を規定し、次のページをご覧ください。第4条に降号の事由、第5条に通知書の交付、第6条に受診命令に従う義務について必要な事項を規定しております。第7条は雑則として、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めることとし、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第49号議案、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、育児休業の取得回数制限の緩和等に関わる地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、関係条例を適切なものとするためでございます。それでは内容の説明をいたします。次のページをお開きください。第2条各号を次のように改めることとし、第1号と第2号は、育児休業をすることが出来ない職員、第3号アとイは逆に育児休業ができる非常勤職員の定義を規定しております。次のページをお開きください。第2条の3に、非常勤職員の子の養育事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間の条例で定める日を規定しております。なお、常勤職員の育児休業は子が3歳に達するまでとなります。そこで第1号から第3号まで、非常勤職員が育児休業を取得できる期間として、原則1歳到達日までとし、それぞれの事情に応じて、1歳6か月に達する日までを規定しております。次のページ下段をご覧ください。第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達する日までの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合を規定し、第1号から第4号にその取得要件を規定しております。次のページをご覧ください。第3条に、育児休業を2回を超えて取得する必要がある特別な事情を規定しており、第3条の2、子の出生後8週間以内に2回取得できる育児休業の取得できる期間、第11条に勤務形態の一つである、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しております。最後のページをご覧ください。附則第1条として、この条例は令和4年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第50号議案、南関町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、職員の定年延長に関わる地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律63号）の施行に伴い、地方公務員法第24条の均衡

の原則により該当する条例を適正なものとする必要があるためでございます。国家公務員に準じて、今回の地方公務員法の一部を改正する法律は、職員の定年を延長し、現在、再任用職員制度を廃止し、及び定年前再任用短時間職員制度を新設し、60歳となる年度の前年度に61歳以降の職員としての職や給与体系等について情報提供を行うことなどを一部改正し、令和5年4月1日から施行することとなります。このことから、職員の定年の年齢などについて、関係条例を整備するものでございます。なお、先ほど説明しました、第48号議案及び第50号議案から57号議案については、本来一括条例として一部改正すべきところですが、改正の複雑さなどから、それぞれ単独での一部改正を行っております。そのため、第51号議案から第57号議案について、提案理由が同じとなりますので、提案理由の説明は省略させていただきます。それでは内容の説明をいたします。次のページをご覧ください。第3条に、定年退職の年齢を60年から65年に改めるとし、第4条に、定年退職日以降を引き続き勤務させることができること、第9条に、特例任用により、役職定年制の異動期間を延長した場合の勤務延長について、3年間を限度とする規定を加えております。次のページをご覧ください。第3章、管理監督職勤務上限年齢制の新設を行っており、第6条は、南関町一般職の職員の給与に関する条例（昭和43年条例第11号）に規定する、管理職手当の支給を受ける職員を規定しており、第7条に、管理監督職勤務上限年齢について、年齢60年とし、第88条に、管理監督職の上限年齢に達した職員が、降任などする際に、任命権者が配慮する事項として、次のページをご覧ください。第1号に人事評価等による適正職への任用、第2号に降任先の職への配慮、第3号に逆転となる降任への配慮を規定し、第9条は、管理監督者職勤務上限制による降任等の適用除外または特例に関する規定を設け、第1項に、管理監督職上限年齢に達した職員を当該職のまま1年間延長することができることとし、第2項に第1項により延長した職員を、更に最長延長最長3年間することについてそれぞれ規定しております。次のページをご覧ください。第10条に移動期間の延長に関わる職員の同意、第11条に移動期間の延長事由が消滅した場合の措置を規定し、第4章定年前再任用短時間勤務制については、新設を行っており、第12条は、60歳から定年年齢までの間に、一旦退職し短時間勤務の職員として再任用されることができる、定年前再任用短時間勤務制の任用条件等について、次のページ、第13条は、一部事務組合等における退職者を定年前再任用短時間勤務職員として、採用できる規定としております。第5章、雑則の第14条第2項は、定年に関する経過措置について、定年を65歳まで年度ごとに1歳ずつ段階的に上げていくこととし、第3項は、情報の提供及び勤務の意思の確認について、60歳となる年度の前年度に61歳以降の職員としての職や給与体系について、情報提供を行うことを規定し、次のページをご覧ください。附則第1条は施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、ただし書において、附則第1条の規定は公布の日から施行することとしております。なおその他、地方公務員法改正に伴う条ずれに対する改正などを行っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第51号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第3条は第4項に、定年前再任

用短時間勤務職員の給料月額など、給与に関する規定を追加し、旧制度の再任用職員に関する項を削除しております。次のページをご覧ください。附則に新たに第4項から第10項を加え、国家公務員に準じ、60歳超過職員の給料月額の7割措置に伴う必要な事項を規定しております。次のページをご覧ください。別表第2、等級別基準勤務表中各級における職の分類について整理を行っております。最後に附則第1条に、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第2条以降は、暫定再任用職員、現在の再任用職員の給料月額の決定については、定年前再任用短時間勤務職員の給料表適用と同様とする規定など、暫定再任用職員に代わる経過措置等を規定しております。なお、その他本則及び別表中改正に伴う条ずれや用語の整理を行う改正を行っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第52号議案、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第1条中、「第28条の5の規定に基づいて任用する再任用短時間勤務職員」を、「第22条の4第3項に規定する、定年前再任用短時間勤務職員」に改めることとしております。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、経過措置として暫定再任用職員、現在の再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなすこととしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第53号議案、南関町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第2条第4項中、第2条の4第1項または「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を、「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めることとし、第3条、第4条第2項及び第12条第1項、第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めることとしております。次に、附則第1条に、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2条に経過措置として、暫定再任用職員、現在の再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす規定としております。

以上で説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第54号議案、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第2条に次の1号を加え、第4号に、南関町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員」を加え、第9条に次の1号を加え、第3号に、南関町職員の定年等に関する条例第9条第1項または第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員を加えることとしております。

次に、第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務等」に改め、第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務等」に改めることとしております。

附則として「この条例は令和5年4月1日から施行するとし、給料月額7割措置が適用される職員の育児短時間勤務の給与に読替える」を規定しております。

以上で説明終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第55号議案、南関町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものでございます。附則としてこの条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第56号議案、公益法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第2条第2項第1号中、「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えることとし、第5号に、南関町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの期間により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員を規定しております。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、経過措置として、第2項に、職員派遣をすることが出来ない職員の適用除外として暫定再任用職員を規定し、第3項に期間の延長により、定年を延長された管理監督職の職員を改正後の条例を適用させることを規定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第57号議案、南関町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をいたします。次のページをご覧ください。第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加えることとし、この場合において、減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするものでございます。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

第58号議案、南関町職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。提案理由は、職員の定年延長に関わる地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、職員の再任用制度の新制度へ移行されるためでございます。次のページをご覧ください。南関町職員の再任用に関する条例(平成25年条例第1号)は廃止することとしております。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(立山秀喜君) 会計管理者。

○会計管理者(田中龍城君) おはようございます。

第59号議案、令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第64号議案、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付し

た決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため、御提案するものでございます。御手元にお配りしております、決算認定用説明資料の、令和3年度各会計歳入歳出決算総括表と、各課各決算書で御説明いたします。最初に説明資料の決算総括表をご覧ください。一般会計歳入歳出決算と、保険の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の1番下の行の合計欄で、B列の歳入決算額は、116億3,212万6,664円。C列の歳出決算額は、113億2,822万6,873円。D列の差引残額は3億389万9,791円となり、前年度に対しまして、9,385万2,246円、44.7%の増となっております。まず、第59号議案、令和3年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、97億5,666万5,000円。B列の歳入決算額は、84億7,776万9,113円。C列の歳出決算額は82億6,619万677円で、D列の差引残額が2億1,157万9,067円となります。前年度に対しまして、37.6%の増となっております。F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての438万7,847円を、差し引いたG列の実質収支額は2億719万1,199円です。同額を純繰越金として、令和4年度に繰越しており、前年度と比較しますと、8,975万753円、76.4%の増となっております。また、E列の翌年度繰越額としましては12億906万6,180円で、主なものとしまして、災害復旧費の農地等災害復旧事業、河川等災害復旧事業、消防費の防災行政無線、整備事業等でございます。また、不納欠損額は384万298円で、その内訳としまして、町税が368万5,248円、公営住宅使用料が15万5,050円となっております。続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページをご覧ください。まず1ページから3ページの歳入につきましては、歳入合計欄の収入済額84億7,776万9,113円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず11款地方交付税、22億9,235万2,000円、27%。15款、国庫支出金、15億919万683円、17.8%。22款、町債、14億5,455万1,000円、17.2%。1款町税、12億2,904万8,176円、14.5%となっております。4ページから6ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額82億6,619万677円の構成比率につきましては、各款ごとに、大きい順から申し上げますと、2款総務費、22億8,183万5,869円、27.6%。3款民生費、20億1,360万1,930円、24.4%。11款公債費、8億526万2,076円、9.7%。7款土木費、6億5,758万4,367円、8.2%となっております。前年度と比較いたしますと、歳入が1億907万4,602円、1.3%の増、歳出が、5,130万9,002円、0.6%の増となっております。歳入では、主なものとして、18款、寄附金のふるさとなんかん応援寄附金が、2億1,864万円。15款、国庫支出金、2項国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策感染症対応地方創生臨時交付金が、繰越明許費と合わせ、2億2,541万9,000円。22款、町債、総務債の庁舎建設事業債が、8億9,800万円で、歳出では、2款総務費、1項総務管理費の庁舎建設工事に伴う工事請負費が10億2,374万2,841円。3款民生費、2項、児童福祉費の子育て世代への臨時特別給付金が、1億1,870万円。10款災害復旧費が繰越明許費を含め、6億811万5,560円となっております。決算総括表をご覧ください。

○議長（立山秀喜君）

説明の途中ですけど、ここで10分間の休憩をとります。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明の途中でありましたので、これを続行します。会計管理者。

○会計管理者（田中龍城君） 休憩に引き続き、御説明申し上げます。歳出決算表をご覧ください。

次に、第60号議案、令和3年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は、14億9,799万円。B列の歳入決算額は、14億7,466万980円。C列の歳出決算額は、14億1,551万6,249円で、D列の差引残額は、5,914万4,731円となり、同額を繰越金として、令和4年度に繰越しており、前年度と比較しまして2,325万5,707円、64.8%の増となっております。また、不納欠損額は国民健康保険税、402万6,224円となっております。続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから4ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書が106ページまでになっております。まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億7,466万980円の構成比率は、大きい順に5款県支出金、11億3,227万8,604円、76.8%。1款国民健康保険税、1億9,592万4,995円、13.3%。7款繰入金、1億201万2,651円、6.9%等でございます。前年度との比較では、5款県支出金、1項県負担金・補助金の保険給付費交付金及び9款諸収入、3項雑入の増等によりまして、965万8,310円、0.7%の増となっております。2ページから3ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額14億1,551万6,249円の構成比率につきましては、大きい順に2款、保険給付費、10億6,991万2,881円、75.6%。3款国民健康事業費納付金、3億2,045万5,544円、22.6%。となっております。前年度との比較では、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分及び6款基金積立金の財政調整基金積立金の減等によりまして、1,359万7,397円、1.0%の減となっております。続きまして、決算総括表をご覧ください。

次に、第61号議案、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、839万円。B列の歳入決算額は、782万125円。C列の歳出決算額も、782万125円の同額となり、D列の差引き残額は0円となります。繰越額はございません。続きまして、簡易水道、特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。まず1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額782万125円の構成比率につきましては、5款繰入金633万895円、81.0%。2款使用料及び手数料148万9,230円、19.0%となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額782万125円の構成比率につきましては、1款総務費599万9,295円、76.7%。3款公債費、182万830円、23.3%でございます。前

年度と比較しますと、歳出、1款総務費、1項総務管理費の増に伴う一般会計繰入金の増等により、歳入歳出それぞれ3万9,038円、0.5%の増となっております。続きまして、決算総括表をご覧ください。

次に、第62号議案、令和3年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、14億2,404万7,000円。B列、歳入決算額が、14億2,237万2,598円。C列、歳出決算額は、13億8,986万8,216円で、D列の差引残額は、3,250万4,382円となり、同額を繰越金として、令和4年度に繰越しており、前年度と比較しますと、1,269万8,539円、64.1%の増となっております。不納欠損額は、介護保険料の94万2,863円となっております。続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページをご覧ください。まず、1ページから2ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額14億2,237万2,598円の構成比率につきましては、大きい順に、3款国庫支出金、3億9,725万9,232円、27.9%。4款支払基金交付金、3億6,532万7,000円、25.7%。1款保険料、2億2,946万2,096円、16.1%となっております。前年度と比較しますと、3款国庫支出金、2項、国庫補助金の調整交付金及び、7款繰入金、1項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の増等によりまして、132万7,476円、0.1%の増となっております。3ページから4ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額13億8,986万8,216円の構成比率につきましては、2款、保険給付費、13億316万6,849円、93.8%。4款地域支援事業費6,853万7,108円、4.9%となっております。前年度と比較しますと、6款諸支出金、1項、償還金及び還付加算金の減等によりまして、1,137万1,063円、0.8%の減となっております。続きまして、決算総括表をご覧ください。

次に、第63号議案、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総額、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、1億1,373万8,000円。B列歳入決算額が1億1,012万747円。C列歳出決算額も、1億1,012万747円の同額となり、D列の差引残額は、0円となります。繰越額はございません。続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書の1ページから3ページをごらんください。まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億1,012万747円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金3,877万5,793円、35.2%。2款使用料及び手数料、3,552万7,390円、32.3%。8款町債2,180万円、19.8%等となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億1,012万747円の構成比率につきましては、大きい順に、1款総務費5,404万1,131円、49.1%。2款事業費、3,204万3,165円、29.1%。3款公債費2,403万6,451円、21.8%でございます。前年度と比較しますと、歳入では、5款繰入金の一般会計繰入金及び8款町債の公共下水道債の減等により、また、歳出では、2款事業費1項浄化槽整備推進事業費の浄化槽建設費の減等によりまして、歳入歳出それぞれ2,162万9,935円、16.4%減となっております。続きまして、決算総括表をご覧ください。

次に、第64号議案、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は、1億4,579万4,000円。B列、歳入決

算額は、1億3,938万3,101円。C列、歳出決算額は、1億3,871万1,469円で、D列の差引残額は、67万1,632円となり、同額を繰越金として、令和4年度に繰越しており、前年度と比較しますと、13万2,400円、24.6%の増となっております。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の5万8,000円となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億3,938万3,101円の構成比率につきましては、1款後期高齢者医療保険料、8,770万6,000円、62.9%。3款繰入金、5,081万2,769円、36.5%等となっております。前年度と比較しますと、1款後期高齢者医療保険料の減等によりまして、350万1,039円、2.5%の減となっております。2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億3,871万1,469円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1億3,820万3,557円、99.6%。3款諸支出金、31万2,700円、0.2%となっており、前年度と比較しまして、2款後期高齢者医療広域連合給付金の被保険者保険料負担金の減等によりまして、363万3,439円、2.6%の減となっております。

以上、第59号議案から第64号議案までの説明を行いました。地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要施策説明書、歳入歳出決算事項、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第65号議案、令和3年度南関町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度南関町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を添え、議会の認定に付すものでございます。まず、決算の説明の前に、事業の概要について御説明いたします。決算書の12ページ、決算書付属処理をお願いいたします。令和3年度南関町下水道報告書でございます。1概要（1）総括事項、業務状況について御説明いたします。令和3年度の業務量につきましては、使用戸数619戸で、前年度に比べ5戸の増加となっております。行政人口に対する下水道の普及率は16.9%で、処理区域内の水洗化率は64.5%となっております。年間総排出量は、25万3,443立米で、前年度に比べ9,386立米の減少となっております。続きまして、工事状況でございます。令和3年度の公共下水道施設整備工事につきましては、事業費45万3,300円、公共枘設置工事2件を行いました。続きまして、財政状況でございます。収益的収支につきましては、総事業収益1億7,335万6,613に対しまして、総事業費用2億2,840万6,796円となり、収支差引きは5,505万183円の純損失を計上しております。一方、資本的収支につきましては、資本的収入5,335万5,639円に対しまして、資本的支出は5,211万8,939円となり、収支差引きは123万6,700円の純利益を計上しております。次に、経営に関する事項でございます。令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は75.4%となっております。健全経

営の水準とされる比率は100%を下回っている状況です。今後の事業経営につきましては、経営の基本である経営戦略に基づき、一層の経費節減や事業の効率化を図り、業務の改善に努めてまいります。それでは、決算の概要について御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。令和3年度南関町下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款下水道事業収益は、決算額1億7,930万2,059円、執行率100.3%でございます。内訳としまして、第1項営業収益は決算額3,523万3,187円、執行率100.9%でございます。第2項営業外収益は、決算額1億4,406万8,872円、執行率100.2%でございます。第3項特別利益はございません。2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款下水道事業費用は、決算額2億3,448万1,210円、執行率99.4%でございます。内訳としまして、第1項営業費用は決算額2億2,457万8,894円、執行率99.3%でございます。不用額は、147万9,562円でございます。第2項営業外費用は、決算額959万5,716円、執行率102.1%でございます。不用額は消費税の支払い増が不足したため、特別損失で理由を行ったことにより、19万9,716円が不用として生じたものでございます。第3項特別損失は、決算額30万6,600円、執行率100%でございます。第4項予備費は決算額0円で、残額21万3,944円を不用額とするものでございます。3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございます。第1款資本的収入は決算額5,335万5,639円、執行率99.9%でございます。内訳としまして、第1項企業債はございません。第2項他会計出資金は、決算額5,166万5,639円、執行率99.9%でございます。第3項他会計補助金はございません。第4項他会計借入金はございません。第5項補助金はございません。第6項負担金等決算額169万円、執行率100%でございます。第7項基金繰入金収入はございません。第8項固定資産売却代金はございません。第9項長期貸付金返還金はございません。4ページをお願いいたします。支出でございます。第1款資本的支出は決算額5,211万8,939円、執行率99.4%でございます。内訳としまして、第1項建設改良費は、決算額45万3,300円、執行率64.7%でございます。これにつきましては公共枡設置工事を3件予定しておりましたが、2件であったことから、不用額が生じたものでございます。第2項固定資産購入費はございません。第3項企業債償還金は決算額5,166万5,638円、執行率99.9%でございます。第4項他会計借入金償還金はございません。第5項長期貸付金もございません。第6項予備費もございません。5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から4行目をご覧ください。令和3年度は5,505万183円の純損失でございます。また、未処理欠損金につきましては7ページをお願いいたします。令和3年度南関町下水道事業欠損金処理計画書案でございます。未処理欠損金5,505万183円は、繰り越すものでございます。8ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、最下段をお願いします。資産合計は20億2,271万7,678円でございます。9ページをお願いいたします。負債の部、最下段をお願いします。負債合計は16億4,115万3,970円でございます。次は10ページをお願いいたします。資産の部の最下段をお願いいたします。資本負債合計は20億2,271万7,678円でございます。

以上で南関町下水道事業会計の決算の説明を終わります。御審議の上、決算認定いただき

ますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（坂田浩之君） 第66号議案、令和4年度南関町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,078万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,738万5,000円とするものです。2ページをお開きください。歳入でございます。10款1項、地方特例交付金に191万8,000円を追加して、641万8,000円とするものです。11款1項地方交付税に2億777万7,000円を追加して、21億8,707万7,000円とするものです。13款分担金及び負担金は1項分担金に90万4,000円を追加して108万5,000円とし、予算総額を3,118万6,000円とするものです。15款国庫支出金は1項国庫負担金に3,613万8,000円を追加して、5億1,763万6,000円とし、2項国庫補助金に5,462万円を追加して、4億8,488万2,000円とし、予算総額を10億531万円とするものです。16款県支出金は、2項県補助金に7,768万8,000円を追加して、2億8,379万円とし、3項県委託金に35万9,000円を追加して2,040万円とし、予算総額を5億8,218万4,000円とするものです。19款繰入金は1項基金繰入金を1億3,756万9,000円減額して、1億1,102万9,000円とするものです。20款1項繰越金は1億719万1,000円を追加して、2億719万1,000円とするものです。21款諸収入は4項雑入に509万5,000円を追加して3,652万7,000円とし、予算総額を5,185万9,000円とするものです。22款1項町債は、6,263万2,000円を減額して、4億7,106万8,000円とするものです。歳入合計は補正前の額61億8,659万6,000円に、補正額2億9,078万9,000円を追加して、64億7,738万5,000円とするものです。3ページをお願いします。歳出でございます。2款総務費は1項総務管理費に223万5,000円を追加して7億7,349万8,000円とし、2項徴税費を266万9,000円減額して、9,243万円とし、3項戸籍住民基本台帳費、台帳費に132万7,000円を追加して、4,786万7,000円とし、4項選挙費を8万1,000円減額し、1,509万3,000円とし、5項統計調査費を3万4,000円減額して、478万6,000円とし、予算総額を9億3,501万9,000円とするものです。3款民生費は1項社会福祉費に773万9,000円を追加して、12億9,415万3,000円とし、2項児童福祉費に488万4,000円を追加して、5億2,674万4,000円とし、予算総額を18億2,089万7,000円とするものです。4款衛生費は1項保健衛生費に9,439万8,000円を追加して、3億9,343万7,000円とし、予算総額を6億3,855万7,000円とするものです。5款農林水産業費は1項農業費に1,444万7,000円を追加して3億5,541万2,000円とし、2項林業費に36万4,000円を追加して、2,461万6,000円とし、予算総額を3億802万8,000円とするものです。6款1項商工費に270万円を追加して、1億8,430万8,000円とするものです。7款土木費は1項土木管理費に394万2,000円を追加して8,329万1,000円とし、2項道路橋梁費に2,000万円を追加して、3億4,464万8,000円とし、3項河川費に600万円を追加して、2,352万円とし、4項住宅費

に293万6,000円を追加して、7,404万2,000円とし、5項下水道費に80万5,000円を追加して、9,152万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費に169万6,000円を追加して、4,716万5,000円とし、予算総額を6億6,000万6,419万円とするものです。8款1項消防費に1,327万7,000円を追加して2億8,581万9,000円とするものです。9款教育費は1項教育総務費に5万3,000円を追加して、6,244万円とし、2項小学校費に208万2,000円を追加して1億7,833万3,000円とし、3項中学校費に17万4,000円を追加して、5,796万2,000円とし、4項社会教育費に2万7,000円を追加して1億637万8,000円とし、5項保健体育費に21万6,000円を追加して、1億3,234万9,000円とし、予算総額を5億3,746万2,000円とするものです。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費に9,120万4,000円を追加。そして、1億751万1,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費に2,297万3,000円を追加して、3,599万2,000円とし、予算総額を1億4,350万3,000円とするものです。12款1項予備費に9万4,000円を追加して、1,251万8,000円とするものです。歳出合計は補正前の額61億8,659万6,000円に補正額2億9,078万9,000円を追加して、64億7,738万5,000円とするものです。5ページは、第25ページ、第2表は地方債の補正の追加変更でございます。追加分については、災害復旧事業の限度額を2,180万円とするものです。変更分については、補正後の限度額を申し上げます。自然災害防止対策事業の限度額を1,100万円とし、臨時財政対策の限度額を4,876万8,000円とし、社会教育施設整備事業の限度額を2,430万円とするものです。6ページと7ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。8ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。上段、10款1項1目1節地方特例交付金として198万1,000円を追加するものです。11款1項1目1節地方交付税に普通交付税として2億707万7,000円を追加するものです。15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として、2,081万6,000円を追加し、3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金として1,532万2,000円を追加するものです。2項国庫負担金2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金に住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業補助金として、670万円を追加するものです。9ページをお願いします。3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として4,424万5,000円を追加するものです。4目土木費国庫補助金、2節住宅費国庫補助金に社会資本整備交付金として181万8,000円を追加するものです。16款県支出金2項県補助金、1目1節総務費県補助金に県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金として1,300万5,000円を追加するものです。9目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費県補助金に現年災として6,323万5,000円を追加するものです。10ページをお願いします。19款繰入金1項基金繰入金は、1目1節財政調整基金繰入金を1億3,806万9,000円減額し、12目1節平成28年熊本地震復興基金繰入金に50万円を追加するものです。20款1項1目1節繰越金は1億719万1,000円を追加するものです。21款諸収入

4 項雑入、1 目 1 節過年度収入は、令和 3 年度、令和 3 年度分各種負担金の精算として 2 0 8 万 6,0 0 0 円を追加し、2 目 4 節雑入に公有建物災害共済金として 2 3 3 万 6,0 0 0 円を追加するものです。1 2 ページをお願いします。歳出の内訳でございます。それぞれ 2 節給料 3 節職員手当 4 節共済費の人件費関係は人事異動などに伴うものでございます。それ以外の主なものについて御説明いたします。上段になります、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費、1 2 節委託料に追加作業分として、コミュニティ施設（うから館）活用基本計画策定業務委託料 4 9 万 5,0 0 0 円を追加するものです。1 4 ページ中段になります。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金に非課税世帯等臨時特別給付金として 6 7 0 万円を追加するものです。1 5 ページになります。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1 2 節委託料に放課後健全育成事業委託金 1 6 0 万円を追加し、1 8 節負担金、補助及び交付金に保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金として 1 8 9 万円を追加するものです。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費に、新型コロナウイルスワクチン、1 0 月以降接種体制確保のため、1 2 節委託料に、予防接種委託料 5 6 9 万円、コールセンター業務委託料として 2,7 1 7 万 7,0 0 0 円、1 6 ページをお願いします。集団接種会場運営業務委託料として 2, 5 5 0 万円、集団接種委託料（医師・看護師・薬剤師・免許職として 2 7 4 万円を追加し、2 2 節償還金、利子及び割引料に、令和 3 年度分精算として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金、1,5 5 0 万 5,0 0 0 円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金 1, 3 3 8 万 8,0 0 0 円を追加するものです。5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、1 8 節負担金、補助及び交付金にコロナ対策として、農業高度化推進事業費補助金 2 0 0 万円、水稲防除等事業費補助金 3 8 7 万 4,0 0 0 円、コロナ対策以外では、有害鳥獣電気・金網防護柵設置補助金 1 3 0 万円を追加するものです。1 7 ページをお願いします。9 目農村広場施設費、1 2 節委託料に農村広場擁壁改修の設計業務委託料として 1 8 0 万 5,0 0 0 円を追加するものです。1 1 目畜産業費、1 8 節負担金、補助及び交付金に、コロナ対策として、飼料高騰緊急支援事業補助金 4 7 5 万円を追加するものです。6 款 1 項商工費、2 目商工振興費、1 8 節負担金、補助及び交付金にコロナ対策として営業時間短縮要請協力金協力負担金、2 1 7 万 5,0 0 0 円を追加するものです。1 8 ページをお願いします。7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 2 節委託料に、大規模盛土造成地変動予測調査に伴う調査委託料として 3 6 3 万 8,0 0 0 円を追加し、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、1 4 節工事請負費に災害対応分の維持工事として 2,0 0 0 万円を追加し、3 項河川費、3 目河川維持費、1 4 節工事請負費に維持工事として 6 0 0 万円を追加し、4 項住宅費、1 目住宅管理費、1 0 節修繕費に 2 9 3 万 6,0 0 0 円を追加するものです。1 9 ページをお願いします。8 款 1 項消防費、1 目常備消防費、1 8 節負担金、補助及び交付金に有明広域行政事務組合消防費負担金として 1,1 6 1 万 8,0 0 0 円を追加するものです。9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費 1 3 節使用料及び賃借料にコロナ対策として、自動車借上料 9 4 万円を追加するものです。2 0 ページになります。1 0 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地等災害復旧費、1 3 節委託料に令和 4 年の災害復旧に伴う測量設計委託料として 5 6 1 万円、1 4 節工事請負費に現年災として 7,9 0 4 万 4,0 0 0 円、1 8 節負担

金、補助及び交付金に小災害復旧費補助金655万円を追加するものです。21ページになります、2項公共土木施設災害復旧費復旧費、1目河川等災害復旧費、14節工事請負費に現年災害として2,297万3,000円を追加するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）

ここで提案理由の説明の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をとります。

-----○-----
休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明の途中でありましたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 第67号議案、令和4年度南関町国民健康保険特別会計補正予

算(第1号)について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,656万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億303万8,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。5款県支出金は1項県負担金補助金に16万5,000円を追加し、113万9,312円とするものでございます。11億3,931万2,000円とするものでございます。8款繰越金は1項繰越金に3,414万4,000円を追加し、5,914万4,000円とするものでございます。9款諸収入は、3項雑入に225万9,000円を追加し、327万7,000円とし、総額を478万1,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の14億6,647万円に、補正額3,656万8,000円を追加し、15億303万8,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費は1項総務管理費に16万5,000円を追加し、760万3,000円とし、総額を776万6,000円とするものでございます。10款予備費は1項予備費に3,640万3,000円を追加し、7,249万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億6,647万円に、補正額3,656万8,000円を追加し、15億303万8,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別説明書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。5款県支出金、1項1目保険給付費交付金に16万5,000円を追加するもので、特別調整交付金として、電算システム改修委託料が交付されるものでございます。8款繰越金、1項2目繰越金に3,414万4,000円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。9款諸収入、3項雑入、5目一般被保険者診療報酬等返還金225万9,000円の追加は、療養給付費の精算分でございます。7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料に16万5,000円の追加は、電算システム改修委託料分でございます。10款予備費、1項1目予備費に3,640万3,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（良田和彦君） 第68号議案、令和4年度南関町介護保険事業特別会計補

正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,773万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,918万1,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。

8款繰越金は1項繰越金に2,750万4,000円を追加し、3,250万4,000円とするものです。9款諸収入は、3項雑入に23万1,000円を追加して、28万9,000円とし、総額を432万4,000円とするものです。歳入合計は、補正前の14億1,144万6,000円に補正額2,773万5,000円を追加し、14億3,918万1,000円としております。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。4款地域支援事業費は、3項包括的支援事業・任意事業費に133万円を追加して、1,318万円とし、4項居宅介護支援事業費を133万円減額して、1,144万7,000円とするものでございます。総額は、7,213万5,000円で、変更はございません。6款諸支出金は1項償還金及び還付加算金に341万5,000円を追加して、356万6,000円とするものです。8款予備費は1項予備費に2,432万円を追加し、2,952万8,000円とするものです。歳出合計は補正前の14億1,144万6,000円に補正額2,773万5,000円を追加し、14億3,918万1,000円としております。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。次に、6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。8款1項1目1節繰越金に2,750万4,000円を追加するもので、これは、決算見込みによるものでございます。9款諸収入、3項雑入、2目1節過年度収入に23万1,000円を追加するもので、これは地域支援事業支援交付金の前年度精算分になります。7ページ、8ページが歳出の内容説明でございます。7ページをお願いいたします。中段の4款地域支援事業費、4項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費から、上段の4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、7目認知症総合支援事業費への組替えを行うものでございます。これは居宅介護支援事業費の歳出合計が国庫補助の限度額を超える見込みであることから、補助の対象外とならないような措置をするための組替えでございます。会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料、通勤費用、6か月分について、居宅介護支援事業費を減額し、認知症総合支援事業費を増額するものでございます。また、下段の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金、利子及び割引料に341万5,000円を追加するものです。これは、介護給付費国庫負担金121万1,000円をはじめ、介護給付費県費負担金、地域支援事業国庫及び県交付金、介護給付費交付金の返還金精算による返還金でございます。次に、8ページをお願いいたします。8款1項1目予備費に2,432万円を増額するものでございます。これは歳入予算と歳出予算の総額を合わせるためのものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第69号議案、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万円を追加し、それぞれの総額を1億5,726万3,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。4款県支出金は1項県補助金を203万2,000円減額して、107万4,000円とし、5款繰入金は1項一般会計繰入金に169万6,000円を追加して、4,716万5,000円とし、7款諸収入、2項雑入に88万6,000円を追加して88万7,000円とし、諸収入合計を88万8,000円とし、歳入総額を1億5,726万3,000円とするものでございます。3ページは歳出でございます。1款総務費は1項総務管理費に55万円を追加して5,413万1,000円とし、3款公債費、1項公債費は、財源の組替えでございます。歳出総額を1億5,726万3,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。4款県支出金、1項県補助金、1日浄化槽整備推進事業県補助金を203万2,000円減額して、170万4,000円とするものでございます。これは、1節浄化槽整備推進事業費県補助金で、前年度実績に基づき交付されるもので、当初40基を整備する予定でございましたが、実際は19基の整備にとどまったことにより、減額となったものでございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に169万6,000円を追加し、4,716万5,000円とするものでございます。7款諸収入、2項雑入に88万6,000円を追加し、88万7,000円とするものでございます。これは消費税の還付金でございます。7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に55万円を追加し、5,413万1,000円とするものでございます。これは浄化槽本体及び附属品等の修理費でございます。3款公債費、1項公債費、2目利子は、財源の組替えでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（田代由紀君） 第70号議案、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,128万4,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。4款繰越金は1項繰越金に67万円を追加し、67万1,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の1億7,061万4,000円に補正額67万円を追加し、1億7,128万4,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。4款予備費は1項予備費に67万円を追加し、67万5,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の1億7,061万4,000円に補正額67万円を追加し、1億7,128万4,000円とするものでございます。4ページと5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款1項1目繰越金に67万円を追加するもので、確定による前年度からの繰越金でございます。7ページをお願いいたします。

歳出の内容説明でございます。4款1項1目予備費に67万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第71号議案、令和4年度南関町下水道事業補正予算（第2号）について御説明いたします。1ページをお開きください。総則第1条、令和4年度南関町下水道事業の補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。収益的収入及び支出、第2条は、令和4年度南関町下水道事業予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございます。第1款下水道事業収益は、既決予定額に185万9,000円を追加し、総額を1億1,684万6,000円とするものでございます。内訳としまして、第1項営業収益の補正はございません。第2項営業外収益は、既決予定額に185万9,000円を追加し、7,979万9,000円とするものでございます。この収益的収入の補正につきましては、落雷による火災保険収入と一般会計より繰り入れる負担金及び補助金でございます。次に支出でございます。第1款下水道事業費用は、既決予定額に180万6,000円を追加し、総額1億4,726万8,000円とするものでございます。内訳としまして、第1項営業費用は既決予定額に181万5,000円を追加し、1億3,858万4,000円とするものでございます。これにつきましては、大雨時の落雷による浄化センターの機器破損及び倒木等の処理費用でございます。第2項営業外費用につきましては、補正はございません。第3項特別損失は4万5,000円を貸倒引当金として計上しております。第4項予備費については補正はございません。2ページをお願いいたします。議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費、第3条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費は、既決予定額に9万3,000円を追加し、607万7,000円とするものでございます。これは時間外勤務手当を増額するものでございます。他会計からの補助金、第4条予算第9条中の3,274万8,000円を、3,355万3,000円に改めるものでございます。これは一般会計より繰り入れる補助金80万5,000円を増額するものでございます。3ページ以降は補正予算実施計画及び予定の貸借表でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

—————○—————

日程第30 一般質問

○議長（立山秀喜君） 日程第30、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 皆様、こんにちは。3番議員の矢野でございます。早速ですね、一般質問をいたします。今回は、2点でございます。

まず、質問事項の農業施設の農道舗装についてでございます。今、農道では、いまだに、

未塗装やもう老朽化した塗装が多数見受けられます。路面が悪くなっている状況でございます。つきましては、生産性向上並びに安全面からしてでもですね、今後また整備していく必要があると思っておりますが、執行部の支援策と取組について、一つ目、お尋ねいたします。

続きまして、ロシアのウクライナ侵攻等の、ウクライナ情勢等による、農家経営の対応についてでございます。ロシアのウクライナ侵攻によりまして、農業資材の高騰、また、肥料原料のですね、カリが世界的な供給停滞、また、アンモニアの原料となる天然ガスの高騰で、窒素肥料の原料が不足するなど、世界中から需要が集中したため、窒素、リン酸、カリの国際市況が全て史上最高値まで上昇し、今後も高い水準で推移すると思われまます。つきましては、この農業者のですね、農業経営安定のためにも、支援策を行う必要があると思うが、その取組についてお尋ねします。その2点でございます。

その後の質問は自席で行います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番矢野修一議員の「農業施設の農道舗装ついて」の「農道での未舗装や老朽化した現状と対策について尋ねる。」との質問にお答えいたします。

農業用施設の農道とは、一部の文献からみますと「日本の農村地域において農業の用に供するために設けられた道路の総称で、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改造を資する目的で設置されており、農業用道路を略した用語であります。また、道路法により市町村道として認定された道路は含まない。」と記載されております。本町における農道の位置付けとしては、土地改良法に基づく土地改良事業で造成された道路及び農村整備事業等の補助事業並びに交付金事業により造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路で、町土地改良区が管理するほ場整備済区間内が台帳管理を行っている農道となります。また、道路法により認定された町道以外で、地元関係者により管理され農業活動に直接関わりを持つものが過半を占める道路であって、幅員2.5m以上の道路も、同様の位置付けとしております。未舗装の現状としては、町土地改良区が管理しているほ場整備済区間内のみのデータとなりますが、令和3年8月現在、総延長が42.504km、うち舗装済区間が25.320km(全体の59.57%)、未舗装区間が17.184km(全体の40.43%)となっております。

老朽化した現状としては、地元関係者からの報告により現状を把握することとなりますが、ほ場整備済内での既設舗装の老朽化については現在のところ報告はあっておりません。また、ほ場整備の未整備地区においては、施工から数十年がたち経年的な劣化が進行している箇所もあると思われまますが、地元関係者からの報告がない限り全容の把握は出来ていないのが現状であります。農道舗装の対策としては、老朽化等により既設の舗装に、路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行う「舗装の打換え」、未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行う「未舗装農道の舗装」など様々な事業が考えられます。農道等の施設を適切に計画・実施していくためには、「ほ場整備の推進」が重要であり、継続的に実施して参ります。

また、施設を利用する地域住民の安全性や快適性の確保とともに、農道の維持管理に係る

負担の軽減を図るための地域の共同活動による地域資源の保全活動等に対し「多面的機能支払事業」、中山間地域において、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、協定に基づいた活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」など支援対策の推進を行っているところです。このほかにも、農業用施設の新設・更新に対する町単独の補助事業も活用いただき、農地並びに地域資源の維持・保全に取り組んでいただければと思いますが、現在、活用できる補助事業としては、経済課の地域資源の保全活動等の農道舗装工事等への補助金、土地改良区の「農林業構造改善事業等補助金」や建設課の「農業施設等整備補助金」があります。一回の申請で全ての事業を完成させることはできない場合もあるとは思いますが、これらの補助金を複数年にわたり、ご活用いただいて整備を進めていただきたいと思いますと考えております。

次に、「ウクライナ情勢等による農家への対応について」の「穀物高騰による世界的な肥料需要のたかまりにより、供給量が追いつかない状況や資材の高騰に対する対策について尋ねる。」についてお答えいたします。

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻から半年が過ぎ事態が長期化する中、日本の農業や食料安全保障にも大きな影響が出ています。農業分野においても、肥料や飼料をはじめとする、ハウス資材など幅広い農業資材の高騰が止まらず、農業経営を圧迫し農業者にとっては非常に重要な問題となっています。

本町においても、新型コロナウイルス感染症の影響下での厳しい需給環境や生産資材・燃料の高騰、販売価格の下落などが長期にわたって続く中、追い打ちをかけるかのように、ウクライナ情勢等による肥料価格の高騰など、農業者にとっては非常に厳しい状況が続いています。国や県では、農林業者向けの「原油価格・物価高騰等緊急総合対策」や「燃油高騰対策等」、農林業経営への影響緩和対策を実施、各種支援等が行われております。町においても、国・県の対策等を推進しながら、農林業の振興を図るため農林業者を対象とした、経営継続に向けた取組み支援、生産体制の強化、所得向上・育成に対する支援、農林産物の需要喚起など、農林業振興に欠かせない施策について町独自の支援に取り組んでいるところであります。

また、本議会定例会において、経営継続に向けた取組み支援として「水稲防除等補助事業」「飼料高騰緊急支援事業」の肥料・飼料等価格の高騰対策及び、生産体制の強化として「農業高度化推進事業」の追加補正を提案し、農林業経営への影響緩和対策を行って参ります。今後も、国・県の施策等を鑑み、予算等に対応した支援対策を実施していきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 農業者に対するですね、いろいろな支援等を行っているということで承知はしております。その中で、まず、この農業施設の農道舗装についてということですね。この件について、町のこれ単独事業だったのかな。以前は、もう町の補助金が70%の補助率ということで、ちょっと記憶をしておりますが、今は、たしか50%になったということでした。なぜ70%補助金が、補助率が50%まで下がったのかという、その経緯とそ

の後の町の補助金ですたいね。令和3年度の補助金の実施の利用をされた、利用率及びその金額とお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。ただいま御質問がございました、農道舗装の補助率が70%から50%になったっていう件でお伺ひでございますが、私もしばらく外れておりましたので、議会のほうの議事録を見せていただきました。その中で、平成23年に抜本的に改革をされております。その時の答弁の中で、平成18年の4月1日より50%に変わったということで、答弁がされておりました。18年の4月というところをちょっと資料をひも解いてみましたところ、当時は行政改革に町が取り組んでる時期でございまして、財政ではとにかく逼迫しておりましたんでその時、財政的に逼迫を少しでも補充するために補助金を10%下げましょうということで、当時の議事録ではございました。なおかつ補助金につきましては、50%以上のものにつきましては全て50%にしましょうということで、質疑のほうが残っておりました。それをもとに、恐らく、18年4月から50%ということで進められていると判断しております。まず50%につきましては以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口明君） はい。続きまして令和3年度の実績ということで、お聞きになっておられますけど、一応経済課のほうで把握している、土地改良区の実績といたしましては、283メーター延長で、施工箇所が3箇所、300万飛んで1万7,300円の工事費で、3工区を行っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。建設課の方で取り扱ってます農道舗装の整備の分でございますが、令和3年度につきましては、4件でございました。メーターについてはうちのほうがデータが残っておりませんので、金額的に176万1,000円を補助金として支給しております。ただ件数が少ないのは恐らく2災の方が大変多くございまして、土木業者さんの方が施工出来ないということで辞退されたというのが多分あるので、少なかったのかなと判断しております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 18年の4月から、50%に変わったということで、その理由としては、財政が逼迫して、全事業関係が一応50%に均したということでございますけど、いろいろですね、農家の方々とか、お聞きしますとですね。昔は70%をもらいよったばってんということで、どうにか出来ないのかちゅうことですね。よければ、土木事業費補助金等ですね。こういうのを実施してこそ、今後農業の活性化につながると思いますので、事業がそのように円滑に進むように、その補助金を、また以前のようにですね、70%にする必要があると思ってるんですよ。是非、どうにかできないものか。今聞いたところを、この補助を使われたのを、そんなに多くはないからですね。よければ、ぜひとも、以前のような補助金の70%にするように、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。農道舗装の補助金を以前の70%に戻すことが出来ないかという

御質問でありますけれども、平成18年から70%を50%に減額するという状況は、行革あたりも含めまして、全ての補助金の見直しをして、一律全ての補助金10%削減、そして農道については70%を50%にっていうことでもありますけれども、そのほかの事業につきましてもやはり、最高50%というそういった内容になっておりますので、今回の要望を農道を70%に出来ないかということでもありますけれども、これまでの行革とかそういった補助金の見直しの経緯を考えましたときに、農道の舗装の補助率だけを70%に変えるということは、なかなか困難でありますので、そのほかの事業等も含めて、補助金の見直しが必要ということであればそういった形の中で検討していく必要があるかなと思います。

○3番議員（矢野修一君） それぞれですね、いろいろなものを、あるかと思しますので、一応鑑みながらですね、ピックアップして、できるような事業、よければ、特に南関地域あたりの施設等の農業用道路がですね、もうだいぶ安全面から見ても、危ない場所とか結構ございます。補助率を上げてもらえば、手を上げてもいいというようなところも、多々あるようですのでですね、ぜひとも今後、来年度に向かってでも、進めるように、ぜひよろしく願いします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口明君） はい。先ほど町長からの方の答弁でもありましたようにですね、今ほかに、いろいろな事業があります。多面的交付金になればですね、もう100%の補助があります。中山間においても、直払い事業においてはですね、やはり補助率を手助けするような事業もありますので、地元の方々と一緒になって、どういった事業でどういったことを進めていくのかっていうのをですね、もう一度、地元の人たちと話し合いを行った上で、1番よりよい事業で取り組んでいただければと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい。ぜひとも農家の方々と職員とですね、いろいろな対策を打ってもらえるような形でですね、より良い農業が発展できるように、農道がよくなければいけないので、その辺は今後、対応方よろしく願い申し上げます。一つ目はこれで終わりたいと思います。

次にですね、ウクライナ情勢等による農家への対応についてということですね、特にこれはもう肥料が1番上がってるんですけど、一つ例を挙げてみますと、令和4年の7月から11月はですね、去年の12月から今年の6月、これ改定が7月もありますので、比べて単費では塩化カリウムを中心にですね、25%からは94%上昇しております。後、配合飼料でございますが、チッ素、リン酸、カリ等を含む、15%以上の費用は、55%上昇していて、経営を圧迫しているということですね、農家経営を守るためにも、ぜひとももう一つ踏み込んだ支援を出来ないものか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口明君） 配合肥料関係についてはですね、今、矢野議員がおっしゃられたとおりですね、やはり、一昨年、前々年度から比べれば、約2倍の上昇がっております。これについては、やはり国のほうも今、動きがあつてですね、今後、農業者の5人以上のグループをもとに高騰価格の7割を国の方が補助するというので、今日もですね、玉名管内の

農政関係、J Aさんも一緒にやられて、会議を開いているところです。今後は、やはりそういった国の対策を支援、町でもできるような対策をとりながらですね、国県の支援と一緒に町も支援していくという形になると思いますので、その辺をちょっと見極めながらですね、今後考えていかなければいけないと思います。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 私も、一応補助金のほうですね。隣町、玉名市とかをどのようにやっているか、ちょっと参考になるか、お聞きしました。一応、和水町では、30アール以上の、第1種農家並びに専業農家の対策としてですね、10アール当たり1万円ということですね。行うということで議会で決まったということでございますし、玉名市ではですね、メーカーの契約により、1キログラム当たり10円の支援を行うと聞いております。もうこのようにですね、もう少しでも、農家の方々の負担、経営負担にならないように、南関町としてもですね、できる限りの支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口明君） はい、今の御質問ですけれども、やはりコロナ禍からですね、今回のウクライナの情勢ということで、やはり相当農家の方々が今ダメージを受けております。玉名市、和水町さんの例を今お聞きしたんですけれども、南関町としてもですね、やはり水稲防除、肥料高騰対策とか、いろいろな町独自のですね、今支援を行っているところです。やはりそれ以上にですね、支援が必要ということであればですね、国県の事業を活用しながら、町としても支援していきたいと考えます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい。これからですね、まだまだ、近い情勢でもうグローバル化しております。もういろんな形で、資材の高騰並びに農薬にしろ、肥料にしろですね、どうなるかわからない状況でございます。それに比べてですね、作物は上がるという確証はない状況でございますので、農家の経営の持続するような、儲ける農業をですね、目指していくためにはですね、行政の力をお借りできなければならないということで、これからも特に、その辺をですね、重視してやっていってほしいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 以上で3番議員の一般質問を終了しました。

続いて、7番議員の質問を許します。7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 皆さんお疲れさまです。7番議員の杉村です。

私の方からですね、前回に続きまして、企業誘致に関する質問をいたします。

今回ですね、企業誘致支援対策室の動向状況についてということで御質問をいたします。町では4月より、企業誘致支援対策室が設けられましたが、これまでの推進状況についてお尋ねをいたします。また県企業立地課との接触は、これまでどのような情報収集をされているのか尋ねる、ということで質問いたします。それと先ほど町長のほうから F-WAVE の件に関しまして話がありましたけど、もう少し具体的な話ができればこの質問の中で、答弁いただければいいかなと思っております。4月よりですね、私が質問したのは、企業誘致支援対策室が設けられたことからですね、以前とどういった形で推進して状況が変わったの

か。また県の立地課などとの接触についてはですね、私が前回、6月の議会定例会の中で聞きましたけれども、まだ立地課との接触が具体的に進んでないということですけど、4月からもう5か月経っております。これに対してですね、接触はどのような情報収集をされているのかを、尋ねます。

今後の質問に対しましては自席より行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番杉村博明議員の「企業誘致支援対策室の動向の状況について」「南関町では4月より企業誘致支援対策室が設けられたが、これまでの推進状況について尋ねる。また、県企業立地課との接触はこれまでどのような情報収集をされてきているか尋ねる。」についてお答えいたします。

本年4月に、企業誘致及び企業支援を推進し、雇用の場の確保並びに地域経済の振興と活性化を図ることを目的とし、企業誘致支援対策室を設置しております。事務内容としましては、「新規企業の誘致に関すること」、「地場企業の育成及び支援に関すること」、「雇用対策及び定住対策に関すること」、「企業立地基盤の整備に関すること」、その他 企業誘致の促進に関することと規定しており、町内の企業に寄り添い事務を遂行しているところであります。企業誘致支援対策室が設置されてからは、先月、合金素材を製造するための冶金棟新設の着工を行った富士ダイス株式会社、或いは、生産能力を1.5倍以上に拡大するために増設を計画されている株式会社荏原製作所との工場増設に伴う打合せ、或いは、株式会社エム・ディ・エンジニアリングなど金型金属加工企業への訪問や同協議会の交流行事の開催、その他、町内企業44社を対象とした企業アンケートの実施により企業の業況、雇用の状況や工場増設等の計画などの調査を行い、町内各企業の現況の把握に努めております。

また、いつでも新規企業の進出に対応できるように企業適地の調査等も進めているところであり、熊本県はもとより、民間企業からの情報収集にも力を入れております。熊本県企業立地課との連絡につきましては、県への訪問、或いは、県からの来庁等により月に1度は直接会っての情報交換を行い、そのほか、電話やメールでは頻りに連絡を取るなど、最大の情報源としての繋がりを大切にしているところであります。私自身も、県の産業振興局長とは定期的に電話での情報交換を行い、協力体制の強化をお願いしております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。また、詳細については、担当課長よりお答えします。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 今町長の方より答弁ありましたけど、課長の方からは、ないですか。

これまでですね、県の企業立地課、これまでもう先ほど言いましたように5か月経っております。何回ほど行かれましたか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） 6月の議会で杉村議員より「月に1度は立地課に行きなさい」という、指摘をいただきました。6月につきましては、東部工業団地の件で、企業立地課の方からお見えになられましたので、そのときに対応しております。そして、7月につきましては、これは私は行っておりませんが担当の方が、情報企業の協議会がございましたので、

荒尾市の方でありますので出席しておりまして、県庁の企業立地課の審議員とお会いしております。あと8月につきましては、私も含めて3人なんですけども、企業立地課の方を訪問して情報交換をしてるところです。それとあと F-WAVE についてというところでもありますので、その情報収集ということで、来週になるんですけども、企業立地課の担当と、私どもと F-WAVE の方に向かうということで話をしておるところでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） 県の方との意見交換等されてるかと思いますが、南関町では、前回も、議会でも今、一般質問の中で聞きましたけど、町長になって、これまでの、新規立地企業はどれだけあるか、ということでお聞きしましたところ、バンブーさん、モリショウさん、それと関目に今増設されてますマツカワ物流さん、その3件だったと思いますが、間違いなかったでしょうか、今言ったので。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。今言われた3件とあと、火の国いくくに県民発電所の4件というふうにお答えしまして、それから増えておりません。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） この事業者に対しましては、町の方からの勧めで立地に来られたのか、企業さんの方から来られたのか、どちらが先ですか。こちらの方が願いますということで、立地企業さんから話を持って来られたのか。どちらですか。

○議長（立山秀喜君） ここで、質問の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----
休憩 午後2時00分
再開 午後2時10分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 杉村議員の、立地された企業に、企業側からの働きかけだろうか、町側から働きかけたかっていうことを、と思いますけれども、私が町長就任してからもそうだけれども、私が就任する前の担当者として企業誘致してた時も、その時も恐らく21件近い企業立地増設があったと思いますけども、ほとんどの企業につきましては、町から働きかけていくということはありません。ということは企業立地課であるとか、そういった関係団体、企業、そして、住民の皆さんからの何らかの紹介があってそこに働きかけていく、っていうのがほとんどでありましたので、こちらから一方的っていうか、この企業に来てください、というような形で働きかけていったというのは、今のところ覚えておりません。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） そこをですね、こちらのほうから出て行って、ある程度の企業さんあたりとか行ってですね、どうですかという話とか、南関町にぜひお願いしますとか、そういったのをするのは企業誘致の支援じゃないかと思います。町にもですねそうやって、ただ椅子に座って相手が来るのを待っている状況じゃ、何の発展もないじゃないですか。ほかの

町村あたりは来てるじゃないですか。今、大きくなっているのがですね、話があつてるのが半導体関連。そういった企業さんもたくさん、あちこちに出来ております。熊本県では、非常に半導体関連の動きが多くなっております。それをただ指をくわえてですね、ただ椅子に座ってじっと待ってる。そういった状況じゃですね、町に誘致をする、せっかくですね、この4月から企業誘致支援対策室として新しく作ったにも関わらず、以前と同じような状況でお困るんですよ。何のため、この支援対策室というのを作ったのか、以前と変わらない状況じゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） ただ椅子に座って指をくわえて、そういった状況は全く思っておりません。いろんな動きというのは、会議等企業と接触する機会もありますのでそういったところには、こちらから働きかけて、きちっと誘致体制は取っております。それと、そのほかにも、新しい工業団地の造成あたりも含めて、現在も水面下で動いております。半導体関連企業も含めて、そういったところで交渉をしたいなということで今動いておりますので、もう少ししたら議員の皆様にも御紹介できるんじゃないかなという思っているところであります。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） そういった動きが全然見えないんですよ、今までですね、町長が2期、もう3期目になられますけど、この動きがですね今まで見えてなかった、そういった状況ですね、この私は企業誘致に関する質問、何回もしてるわけなんです。動きが以前と全然変わらない。ただ既存の企業さんとの交流はそういった話をされますけど、新しく持ってくるという動きが全然全く見えてこない。私が言ってることわかりますか。新しい企業ですね、ほかの近隣の市町村来てるんですよ。南関町もそういった動きをしていかないと。これまでの既存の企業さんだけでもだんだんと人口も減ってきます。ただよそからですね、大牟田や荒尾玉名、周りの市町村から南関町に通勤して来られる、そういった状況だけじゃなくてですね、定住してもらおう。そういった状況も作っていかなくては南関町の人口は減っていくばかりです。若い人たちの住む場所確保、企業誘致対策室の仕事だと思いますけど、その辺はいかがですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 当然新しい企業が進出するよということですのでそういった動きもしております。まだお話をしておりませんが、現在、第四校区の方には10ヘクタールの新しい工業団地を整備するような、そういった調整もしております。そこにはもう数社の企業の立地の話も出ております。そういったところも、新規をこれから進めたいと思っておりますけれども、来週あたりもう少し具体的な話を私どもで進めて、その後10月の全協あたりではですね、もう少し詳しい話ができればと思っております。そのほかの半導体関連産業ということでお話をしておりますので、これからですね将来にわたって、定住対策も含めて、南関町におきましてはですね、少し前に、ある議員からも、ある方を紹介していただきまして、これは地下ガリウム半導体ということで、これはですね、日本ですばらしい、いろんな企業でいろんな動きされてるところですけど、そういった半導体の研究所あたりも含めてですね、南関町にどうかということですのでそういった話も、今やっておりますということで、

つくば市の研究施設あたりと似たような研究、そういったものをですね、南関町で進めることが出来ないかという協議も今しておりますので、それにつきましても、また10月ぐらいにはぜひ、議会の全協あたりでも御紹介させていただきたいと思っておりますので、そういった動きが出てくればですね、単発的なその企業の立地じゃなくて、そういった研究的な都市づくりということで、10年20年かけてのまちづくりにもなりますし、いろんな方が定住していただく。そして、企業もですけれども人口増にもつながるような、夢を持った事業をですね、そういった話も今水面下で進めておりますので、ぜひ、もうしばらくお待ちいただいでですね、10月ぐらいの全協で話すことができればと思っております。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） やっと、私からすればですね、やっと何か明るい話がちょっと聞けたかなど。今まで、そういった話が全然なかったんですよ。聞いてもですね、前に発展しない。そういった状況でしたけど今町長が答弁された中ではですね、予定があるということで、お聞きしましたが、明るい、そういった話をですね、じゃんじゃんとして議会のほうにも話を持ってきて、進めてもらいたいと思います。先ほど言いましたように、定住される方の居住、そういったのをですね、どうにか民間の企業さんとタッグを組んで、行政だけでは出来ませんので、そういったところの話とかも広めて、南関町に住んでもらう。そういったのをですね、大きな目で捉えて、この南関町に住んでもらう環境づくりも必要じゃないかと思っておりますけど、その辺の力の入れを聞きたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど申しました、地下ガリバリウム半導体っていうところで、これはパワー半導体関係の半導体になりますけれども、南関町で言いますと、以前ありました富士電機が日本のシェアの多くも持っております、そういった半導体の研究所というか、今の国のほうでもですね、大学が中心となってやっておりますので、そういった施設も含めたところの動きをぜひやりたいなというふうなことも考えておりますので、そういった動きになれば、住まいということは、今議員が今言われましたように必要になって参りますということで、以前から申しておりますとおり、工業団地と併せて住む場所の確保というのもしっかり取り組んでいかなければなりませんので、その場所の選定であるとか、やはり全体計画の中で、こういった形で、そういった工業団地の部分住む場所の部分というのをつくっていくのかというのは、やはり町だけじゃなくて、議会もですけれども、いろんな民間の皆さんと話し合いをする中で、決めていく必要があると思っておりますので、そういったところに踏み込んでいけるように、1日も早く進めていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 以前質問した中でですね、インター近くの方をちょっと当たってるような話を聞きましたが、その辺はどうなってますか、進捗はありますか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。インター周辺の土地につきましては、まだ個人への訪問はしておりませんが、図面上、地権者、面積とか全てそういった図面上ではもう出来ておりますので、これからこういったものをそこに誘致するのか、開発していくのかということがま

ず決まらなないと話は出来ませんので、そういったものを先に進めながらですね、しっかりと対応していきたいと思っておりますけれども、そのインターの近くにつきましてはですね、いろんな方が求められておられるものが幾つかある中で、やっぱり半導体関係としては、水が必要だということも言われておりますし、それと、やっぱり核都市へのアクセスということで、半導体の場合は、特に空港あたりも必要になりますけれども佐賀空港、福岡空港が使えるそれと、三池港が5,000トンまで、船が使えますので、港も非常にいいなということでもあります。それと南関インター、そして、新大牟田行きの新幹線もありますので、そういったものを全て満たしておりますので、非常に魅力的だなということはお話を伺っていますということで、そこ辺のインター周辺の土地につきましてもですね、民間の皆さんとそこを図面と色々なものを示しながら、打合せを進めていければと思います。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 図面が議会のほうに、全協などで示していければお願いしたいと思っております。こういった状況で今進めておりますという状況ですね。聞けば1番いいかなと思っております。新大牟田駅、新幹線の周りにもですね、今、開発がされてきております。南関が一番いいところじゃないかなと思うんですよね。ほかから移住してきてもらって、南関町に住んでもらって逆に、大牟田とか荒尾とか玉名とか行ってもらうような状況。そういった関係を作って人口を増やしていかないと。なかなかですね、若い方が住まれない。そういった状況じゃますます南関町もですね、人口が減って、なかなか活気が戻ってこない。そういった状況ですので、その辺をどうにか、せつかく対策室が出来たんですから、そういったのも併せて会社関係をですね、持ってきて、人口増加につなげていってほしいと思っておりますけど。まちづくり課の課長はどうですか、意気込みとして。何か元気が出るような、答弁をいただきたいと思っておりますけどどうですか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。そうですね。4月から本当に対策室が出来ましたので、そこをフルに発揮して、今議員が言われるとおり新しい企業が来てないという話はあるしております。当然私どもとしましては、今ある企業も大事に育てたいというところではございますが、そういった新しいところの企業を入れることで、新しい風が吹くというところは、当然町民の方も、そういったものが表れてきますので、その辺をあたりに向けては、しっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 前向きな答弁で、頑張っていってほしいと思っております。今回ですね、ちょっと副町長のほうにもお話をですね。いかがですか、副町長。

○議長（立山秀喜君） 副町長。

○副町長（大木義隆君） はい。杉村議員からの叱咤激励という感覚で受け止めて、町長、またまちづくり課長が働きやすいような環境を作りたいと思っておりますし、町長もやっぱり話す機会がある時を待っていたというふうに私も思います。ですから、時期を見て、いろいろな話をされると思っておりますし、私もしっかりと支えていければというふうに思うところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） 企業も持って来られるのはいいんですけど、以前、来ては一時してもうなくなった企業があります。来る前にはですね、結構こうです、こうですということで説明されていましたが、あっという間。2、3年あったでしょうか。あえて会社名は挙げませんが、あれだけ騒いでおいて、また住民の方々にも迷惑かけて、そして別の会社を持ってきたということで、非常にですね、こういった会社が来れば、南関町のイメージとしても悪いし、そういったことがないようにですね、十分注意して、また調査をして、そして誘致するなりしてもらわないと、南関町のイメージを崩すような会社を持ってきてもらっちゃ困りますので、ぜひその辺は、十分注意してですね、持ってきてもらいたいと思います。県の企業立地課、こちらの方からの先ほど接触がされてるということでありましたけど、ほかの市長もですね、市や町、そういったところもですね。ぜひね、「うちの町市に来てください」ということで、積極的に携わっておられると思います。その辺をですね、負けずに南関町の方に持ってきてもらう。そういった状況ですね、しっかりと担当者、課長。実際動くのは課長、担当、職員、ですので、町長がですね、いくら前はこうだった、こうだった言われてますけど、それに負けないほどの、せっかくまちづくり課だからですね、しっかりと負けないように、課長として頑張ってもらいたいと思います。じゃないとですね、このままでは、ほかの町に負ける。負けない、南関町を作って行ってもらいたいと思います。

4月からですね、対策室がつくられましたけど、こういった形で変わりましたか。この4月から出来た、対策室できる前、出来た後、変わったところを教えてください。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。変わったところというところですけども、今までが企業誘致の係というのが、担当係長が1名ということで、1人で事務処理を行ったところがあります。今回、富士ダイスにしろ、荏原さんにしろ、増設して、規模を大きくされるという状況がございましたので、特に規模を大きくされるとかというところには寄り添って、規模の拡大が順調に進むように、その力を携えといいますか、協力できる体制を作っていけることが、出来ているのかなと思うところがございます。6月から7月にかけて、南関町の企業に企業アンケートをとっております。40幾つの事業所にアンケートをとって、そして、その中で30幾つの回答が来てるところでございますが、その中でも、実際、増設を検討してるとか、あと、計画があるというところも、10社ぐらいいはあったかと思っておりますので、そういう方々の事業所に関しましても、今後、自分たちの事業所が、より拡大できるよう、発展できるように、力を注ぎたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） 昨今ですね、円安、またコロナ、ウクライナ情勢、そういったので物価も高騰したりして、非常に厳しい、現在状況であります。多分会社さんもですね、今ちょっと様子見かなということでもあろうかと思っておりますけど、そういった会社を負けじとですね、先ほど申しましたように、ほかの市町村に負けないように、南関町にぜひ持ってきてもらいたいと思います。南関町もですね、非常に交通の便利いいところなんですよ。それはもう私が言わなくても、皆さんわかっていらっしゃる。ただよそから来られる方には、

南関町のこういった田舎ではありますけど、交通の便は非常にいいんだという、そういった知らせるのもですね、一つの方法であって、ただ地図とか、パンフ、そういったのを挙げられると思いますけど、そういった状況が南関町には非常にいいんだと。アクセスも非常にですね、高速も近い、新幹線も近い、九州全体に行くにしても近いと、そういった状況のアピールとかですね、されたが1番いいんじゃないかと思います。また、九州外からの誘致としてですね、こちらにやっぱり先ほど言いましたように、ただ、役場にいるんじゃないくて、出て行って、ある程度の会社にも、大きな会社にも出て行って、こういった誘致を南関町は頑張ってます、ということであればですね、もっと、向こうからの問合せ等も来るかと思います。会社さんあたりもですね、九州に持ってきて、ということであっても、なかなか向こうの方はわからないんですよ。だから逆に、アピールするような、県の熊本県では銀座館がありますけど、そういったところにもですね、パンフなんか、しっかりと置いて、企業誘致をしますよという、PRですね、そういったのも必要があるんじゃないかと思いますけど。どうですか、されますか、されませんか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。今町のPRということで、要所要所にパンフレット等を置いたらどうかという意見をいただきましたが、実際のところその土地の適地といたしますか。南関町にこういった今土地があるんですよ、という情報を、そして、こういった空き倉庫があるんですよ、という情報をお示しすることが出来ない状況ですので、そういった適地となるところが、準備出来た場合はそういったのに力を注ぎたいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 町長、適地をつくることは考えてないですか。工業団地として。

東部工業団地、これ民間がされましたけど、民間と一緒に、また新しい第二の工業団地を南関町につくるという、そういったのは考えていらっしゃいませんか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほどの答弁で申しましたけれども、現在、第四工区に10ヘクタールの工場適地を集積して造成しようかなという話はもう進めておりますので、それはもう完全民間でいきますけれども、ただ、工業団地っていうか10ヘクタールになりますと、進入道路とかも必要になりますので、やはり町としてのいろんな支援策が必要になってきますので、そういったところの、町としての支援は必要になりますのでお手伝いをしたいと思いますし、そのほか、インター周辺も含めてですけれども、これから民間との皆さんとの協力体制の中で動くということになるかと思っておりますけれども、町が主導するというか、いろんな協力をする中でいろんな相手を見つけながら開発するというのはあるかもしれませんが、町が主体的になって工業団地を整備するというのは、今から考えにくいんじゃないかなと思っております。

○議長（立山秀喜君） 7番議員

○7番議員（杉村博明君） 町が主体となるんじゃないくてですね、民間とタッグを組んで開発をする。先ほど、10ヘクタールですか。の予定があると。これは場所的には、白間山、あちらの方ですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。これも10月の全協ではですね、お示しできるんじゃないかなと思いますけれども。白間山の一带ですけれども、バンブーの土地がありましたけれども、それよりもずっと下の方のまだ最終処分場の奥の方になるんじゃないかなと思っておりますけど、そういったところの10ヘクタールをそういった候補地に挙げております。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） ぜひですね、そういったところも開いて、南関町も広いからですね。また農地関係も、荒廃してるところがあるんですよ。ただ動かされないのがですね、一種地になっておりますのでそこら辺をなかなか開発出来ない、そういった問題もありますので、そこら辺を農業委員会等々ですね、話をされて、そこら辺はもう一種地を外そうじゃないか、そういったのは、話とか持っていかれるような状況はないでしょうか。荒廃地です。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、一種農地荒廃地ですけれども、それやっぱり場所次第だと思しますので、やはり、立地すべきっていうか、しやすいような位置であればそういったことを検討する必要があると思いますけれども、道を新たにつくってそこに工業団地をつていうか、工場敷地をとというのはなかなか費用的、あるいは農業を守る意味でもそういったところは難しいので、場所を選定する必要があるんじゃないかなと思います。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） そういった選定はされてますか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今のところは必要性を感じておりませんので、しておりません。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） ぜひ必要性を感じてください。南関町もですねただ見てるじゃなくて、それは第一次産業として農業も大切です。でも高齢化されてですね、なかなか、また町外から来られてですね、一生懸命造られても、周りが町外の方がつくられていて今荒廃してる。見にも来ん。管理もしない。ただ荒れっぱなし。鳥獣被害。イノシシ、被害にだいぶ遭われているところもあります。そういったのを考慮して。これは経済課でいいですかね、ちょっとお聞きしますけど、荒廃してるところ、町外者の農地、非常に荒れてます。そういった対策等はどうかされてますか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（田口明君） はい。今おっしゃられるとおりにやはり、町外の方が購入されたんじゃないかと相続で町外の方が持たれてるとかですね、そういう農地は今多くなってると思います。やはり、農業委員会を通してですね、農地を探しに来られる町外の方もおられます。そういった方へのですね、斡旋とか、そういうのを、今農業委員会の方では進めているところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） そこら辺をですね、しっかりと、荒れてるところ、どうにかしてもらわないと、地元の方がつくられてるところだけですね。自分ところの土地ばっかきれいに

しても、周りが荒れてたらですね、そこに入ってくるんですよ。だからそういったところは、ちょっと話が違う方向に進んでおりますけど、そこら辺をですね、考えていってもらいたいと思います。これはなぜかというやっぱりそういったところにも工業団地として開発するところがあるんじゃないかと思って、私はですね、ちょっと話をしているところです。ぜひ、この工業団地に関する件もですね、町長しっかりちょっと頭の中にも置いてですね、考えていってもらいたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。工業団地そういった、所有者の皆さんを少しの面積じゃなくて、ある程度の面積があって、そういった皆さんのまとまりがあればですね、考えないことはないかと思いますが、まずはただ、町が進めていくべきなのは、やっぱり民間の企業の皆さんと一緒に合同で、新しいそういった事業を進めていくために検討していくということが先かなと思いますので、ただそれと並行して、どうしても農地が荒廃している土地があって、可能性があるような土地であればですね、御紹介いただければ、検討する余地はあると思います。

○議長（立山秀喜君） はい、7番議員。

○7番議員（杉村博明君） やっぱりそういったところ、徐々に増えてきております。町長もですね、そういったところの自分の目で見たり聞いたりして、調査でもされたがいいんじゃないかとは思いますが、南関町の状況としてですね、そういった工業団地、つくるにはここがいいんじゃないかと。一応目を通して、そしてせっかく対策室が出来たんだからそういったところに当たらせて、先ほど何ですかね、インター周辺のちょっと考えておられるかと思いますが、そういった話も積極的に進めていかないと、ただほかの町に取られてるばかりではいけませんので、ぜひですね、人口増加につながる、そういったことも考えて、進めていってもらいたいと思います。せっかく、企業誘致支援対策室としてつくられておりますから、これまで以上にですね、この企業誘致に関する力を発揮してもらいたいと思います。今までと変わらなかったら何の対策室をつくっても意味がない、と私は思います。せっかく対策室つくられたら、何かをですね、町長の3期目の任期の期間中にですね、何かをしてもらわないと。これまでの町長がですね、バンブーとか、ちょっと名前挙げましたけど、バンブーさんとかを持って来られて支援されたわけなんですけど、なかなかですね、住民の期待に応えられなくて、今は企業さんが代わられております。この企業さんが、どういった企業さんかというのが、逆にまたバンブーは、だいぶ話があって、分かっておりますけど、その後に来られた企業さんがどういった会社なのか、どういったことをされてるのかというのはですね、なかなかまだ、住民の方は知られてないと思います。そういった紹介をですね、もう少しちょっと広報でもいいですから載せて、バンブーさんの後に来ました企業です、ということで紹介していったらいかがでしょうか。課長、どうですか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。以前でしたけれども、広報誌で企業の紹介というのが、何回かあっておりました。そのような感じでモリショウさんに関しましても、することができればなというところは思うところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） 会社名とか、分かってる内容ですね、どういったのをされてるかを
ですね、もう一度ぐらい載せて。はっきりと住民の方がもっと詳しく知ってもらうようにし
たらいいんじゃないかと思います。既存の企業さんの増設、非常に喜ばしいことです。やっ
ぱりうれしいですね、南関町に会社が何年も経ってですね、また増設されてきているわけ
なんですけど、そういった増設、また従業員の方も増えるかなと思っております。また会社
にとっても町にとってもいいことであって、そういった住民の方にもっとそういったもの、
知らせるべきじゃないかと思います。私たち議員とか、職員の方が知っても、住民の方が
まず知ってもらわないと出来ませんので、もっと詳しくその辺を載せて行って、広報でもい
いですから載せて行って、PRして行って行ったらいいんじゃないかと思いますが、いか
がですか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（竹崎俊一君） はい。今の増設等に関するところでの住民の周知ということ
でしたけれども、実際に増設に踏み込むという、調印しましたとか、実際着工しましたとか、
いうのであれば当然、住民の方にお知らせするという事は可能だと思うんですけども。ま
だ検討というところでこの規模を大きくされているところに関しましては、町がこれだけ
活気づいているなというのを示すことができると思います。

○議長（立山秀喜君） 7番議員。

○7番議員（杉村博明君） それができるような状況になればですね、じゃんじゃん載せて
いってください。住民の方もですね、知ることが一番いいんですから。まず企業さんも喜ば
しいことです。住民の方も、こうやって造成されたということは、うれしいと思います。南
関町でこうやって作られてる製品とかあればですね、そういったのを載せていってもらいた
いと思います。やっぱり企業さんがですね、努力されて、南関町も、固定資産税と、そうい
ったのが税収として入ってくればいいことですので、ぜひですね、企業のほうも増やしてい
かないと、このままの状況じゃ、まだまだ南関町は厳しい状況になってくるかと思えます。
人口をどうにか増やす、そういった状況ですね、もう少し真剣に真面目に考えていってもら
わないと、このまま既存の会社が増設されましたということで、安心してような状況じ
ゃ駄目ですので、ほかはですね、やっぱりどうしても新しい企業さんが来られている。荒尾
市さんも玉名市さんとかも、来られてます、企業さんがですね。南関町が最近、この話が全
然聞こえてこない。新規の会社が南関町に来てないということがここ何年か続いておます
ので、その辺はですね、私もこの議会で、もう何度も言ってきております。もう町長も、こ
の話は企業の話は嫌じゃないかなと思うんですけど、そこまで言わないと、なかなか前に進
まないからですね。今回もこの企業誘致に関する質問をいたしました。ぜひですね、この企
業誘致支援対策室、4月から出来ましたので、先ほど申しましたように、しっかりとですね、
今まで以上のことを、成果を出さないと、せつかくの対策室をつくった意味がありません
ので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。私の方から以上で質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

明日、6日は、午前10時に本会議場に御参集ください。
これにて散会します。起立。礼。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時51分

-----○-----